

平成7年4月1日施行

(趣旨)

第1条 本大学院学則第42条の2の規定による科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願できる者は、大学を卒業した者、又はこれに準ずる者とする。

(選考時期)

第3条 科目等履修生の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。

(志願書類)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 科目等履修生願書(本学所定のもの)

(2) 履歴書

(3) 最終出身校の成績及び卒業(修了)証明書

(4) 写真(最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm)

(5) その他本大学院が必要とする書類

(入学許可)

第5条 科目等履修生の入学は、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

(選考料・受講料)

第6条 科目等履修生の選考料及び受講料は、別表(11のⅢ)の定めるところによる。

2 納入された選考料及び受講料は、返還しない。

(科目等履修生証)

第7条 履修を許可された者は、所定の手続きをすることにより、科目等履修生証の交付を受けることができる。

(履修期間)

第8条 履修の期間は、1年限りとする。引き続き履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

(選考料の免除)

第9条 本大学院の正規の学生であった者が科目等履修生を志願する場合、及び前条の規定によって引き続き履修を希望する場合には、選考料を免除する。

(科目数)

第10条 1年間で履修できる授業科目数は、3科目12単位以内とする。ただし、演習を除く。

2 当該科目に正規の受講学生がいる場合に限る。

(単位取得証明書)

第11条 科目等履修生は、履修科目の試験に合格したときは、単位取得証明書の交付を請求することができる。

(研究施設の利用)

第12条 科目等履修生は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。

(雑則)

第13条 科目等履修生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。